



24生福第1073号

平成24年6月 7日

各 社 会 福 祉 施 設 の 長
各 介 護 保 険 施 設 の 長 様
関 係 介 護 保 険 事 業 所 の 管 理 者
関 係 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 の 管 理 者

福島県保健福祉部長

(公 印 省 略)

麻しん患者発生に伴う注意喚起について（通知）

このことについて、県北保健福祉事務所管内において麻しんの発生届がありました。

つきましては、貴所属等において、別添の「麻しん（はしか）の感染防止対策の徹底について」を参考に、感染防止対策の一層の徹底について、よろしくお願ひします。

各施設等所管課・担当者

福祉監査課	主 査	星	024-521-7324
社会福祉課	主 査	湯澤	024-521-7323
高齢福祉課	主 査	坂本	024-521-7164
介護保険室	主任主査	平間	024-521-7745
児童家庭課	主 査	吉田	024-521-7174
子育て支援課	主 査	志賀	024-521-7198
障がい福祉課	主 査	山崎	024-521-7240

麻しん（はしか）の感染防止対策の徹底について

【対策のポイント】

- 1 予防接種法に基づく麻しんワクチンの接種対象者に対して、積極的勧奨を実施するとともに、適切に周知を行う等により、高いワクチン接種率を確保すること。

具体的には、

市町村、保育所、幼稚園、学校等における麻しん風しんの定期予防接種未接種者への積極的勧奨

第3期、第4期末接種者（幼稚園におかれましては第2期末接種者）に対しては、速やかに接種を受けることを勧奨してください。

- 2 麻しん患者が発生した場合には、「麻しんの検査診断について（健感発 1111 第2号平成 22 年 11 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、麻しん患者の発症早期の検体を可能な限り確保して遺伝子検査を実施し、麻しんの正確な診断に努めること。

具体的には、

医療機関の医師は、麻しんを診断した際には、直ちに保健所に第一報を行い、発生届の提出を行うこととなります。発生届及び届出基準は、福島県保健福祉部感染・看護室のホームページ(下記アドレス)に掲載しています。さらに、保健所から検体提出を医療機関に依頼し、血液（EDTA採血管）、咽頭ぬぐい液、尿の検体採取をお願いします。

※県保健福祉部感染・看護室 アドレス

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23881

- 3 受診勧奨時の留意事項及び麻しんに関する各種ガイドラインの確認

麻しんは感染力が強く、空気感染もすることから、手洗い、マスクのみで予防はできません。麻しんワクチンが有効な予防法となるので、予防接種の積極的勧奨を行うことが重要ですが、麻しんのような症状がある方には、事前に医療機関に電話連絡を行った後で、受診をしていただくようお願いください。

また、麻しん発生時の対応について、国立感染症研究所感染症情報センターから下記のガイドラインが公表されていますので、ご確認いただき、的確な対応をお願いいたします。

「学校における麻しん対策ガイドライン」、「麻しん排除に向けた積極的疫学調査ガイドライン」、「医師による麻しん届け出ガイドライン」、「医療機関での麻疹対応ガイドライン」

※国立感染症研究所情報センター ホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/04.html>

【参 考】

麻しんに関する基礎知識

麻しんは麻しんウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症で、非常に感染力が強く、空気感染、飛沫感染、接触感染などさまざまな経路で感染します。

免疫を持っていない人が感染するとほぼ 100%発症し、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

感染した後、約 10 日後(潜伏期間は 9～11 日間)に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れます。2～3 日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が現れ、徐々に軽快しますが、脳炎や肺炎などの重篤な合併症を引き起こすこともあります。

発症した人が、周囲に感染させる期間は、発病 1～2 日前から発疹出現後 4～5 日後くらいまでです。